

制定 平成18年11月22日
最近改正 平成28年10月14日

横浜型グリーン電力入札に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発電に伴う環境負荷の重大性を考慮し、本市施設における電力需給契約の入札に関して、省CO₂、再生可能エネルギーの導入状況などの環境条件を設定し、発電に伴う環境負荷を可能な限り抑制するなど、環境に配慮した電力の供給を推進するとともに、小売電気事業者（小売電気事業登録申請中の者を含む。）の環境への配慮を誘導することを目的に、本市の行う電力需給契約の入札に関して、環境条件を設定するために必要な事項を定める。

(環境条件)

第2条 本市施設において電力需給契約の競争入札に当たっては、以下の環境条件を考慮するものとする。

- (1) CO₂排出係数
- (2) 再生可能エネルギーの導入状況
- (3) 未利用エネルギーによる発電量割合
- (4) 環境貢献度

2 前項に掲げる環境条件は、別紙1に示す基準等により小売電気事業者が算定し、その評点を「横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づき算定した点数等報告書」（様式1）に記入し、原則として年度ごとに定める期間内に、環境創造局環境保全部環境エネルギー課に提出するものとする。

(検討委員会の設置)

第3条 小売電気事業者から提出された環境条件の評価結果を審査すること及び審査に関連する事項を定めるために横浜型グリーン電力入札検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。

(環境条件の評価)

第4条 検討委員会は小売電気事業者から提出された様式1を審査するとともに、別紙1に示す基準等により、小売電気事業者についてランク分けを行う。環境創造局環境保全部環境エネルギー課は、その結果を「横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づく通知書」（様式2）により小売電気事業者に通知するとともに、「横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づく通知書」（様式3）により市内の局区等に通知するものとする。

2 通知を受けた局区等は、その結果を考慮しつつ、入札を実施することとする。

3 環境創造局環境保全部環境エネルギー課は検討委員会開催後に小売電気事業者のランクを公表する。

4 各局区は、入札・契約後、「電力入札の結果について（報告）」（様式4）によりすみやかにその結果を環境創造局環境保全部環境エネルギー課に報告するものとする。

(その他)

第5条 この要綱により定めるものの他、電力入札に係る環境条件について必要な事項は、市長が定める。

(事務処理)

第6条 この要綱に係る事務処理等は、環境創造局環境保全部環境エネルギー課において行う。

附 則

この要綱は平成18年11月22日から施行する。

この要綱は平成19年11月 7日から施行する。

この要綱は平成20年11月26日から施行する。

この要綱は平成21年11月25日から施行する。

この要綱は平成22年11月16日から施行する。

この要綱は平成23年 5月 1日から施行する。

この要綱は平成24年10月17日から施行する。

この要綱は平成26年 9月24日から施行する。

この要綱は平成27年11月25日から施行する。

この要綱は平成28年10月14日から施行する。

【別紙 1】

環境配慮条件については、以下の①の基準を満たした者をAランクとし、②の基準を満たした者をBランク、③の基準を満たした者をCランクとする。

- ①基準表により算出した合計点数が70点以上であること。
- ②基準表により算出した合計点数が50点以上70点未満であること。
- ③基準表により算出した合計点数が50点未満であること。

ただし、「その他」の項目について、5点以上の配点がない場合、当該小売電気事業者における横浜型グリーン電力入札に対する理解と、独自の取り組みによる環境への貢献を促すために、ランクに「-（マイナス）」を付する（「A」ランクであれば「A-」、「B」ランクであれば「B-」、「C」ランクであれば「C-」）ものとする。

なお、「A-」「B-」「C-」の扱いは、それぞれ「A」「B」「C」に準ずるものとする。

小売電気事業者は、様式1を環境創造局環境保全部環境エネルギー課に提出するものとする。

- (1) 提出期間 年度ごとに別に定める期間（ホームページ等で周知）とする。
- (2) 提出先 横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
所在地：横浜市中区港町1-1
連絡先：045（671）2681

<環境配慮条件基準表>

項目		区分	配点
(1) 前年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 排出係数(注1) (kg-CO ₂ /kWh)		0.35未満	40
		0.35以上0.45未満	35
		0.45以上0.555未満	30
		0.555以上0.75未満	15
		0.75以上	0
(2) 前年度の再生可能エネルギーの導入状況(注2)		1.50%以上	20
		0.75%以上1.50%未満	10
		0%を超えて0.75%未満	5
		導入していない	0
(3) 前年度の未利用エネルギー活用状況(注3)		1.35%以上	20
		0%を超えて1.35%未満	10
		活用していない	0
(4) その他	環境マネジメントシステムの導入状況(注4)	導入している場合	5
	グリーン電力証書の購入状況(注5)	購入している場合	5
	省エネルギーの働きかけの状況(注6)	働きかけている場合	5
	環境報告書の発行状況(注7)	発行している場合	5

(注1)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第21条の2第1項の規定に基づき、経済産業省及び環境省に温室効果ガス算定排出量を報告した際に使用した「調整後排出係数」をいう。

報告しなかった小売電気事業者は、上記の報告の要領に従って算出した調整後排出係数を記入するか、国が公表する前年度代替値(総合エネルギー統計における外部用発電(卸電気事業者供給分)と自家用発電(自家発の自家消費及び電気事業者への供給分)を合計した排出係数の直近5か年平均を国が算出したもの)を記入すること。

(注2)

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)

【算定方式】

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (①+②)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

再生可能エネルギーとは、小売電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT法」という。) において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未滿。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。

なお、平成 24 年度における再生可能エネルギー導入状況の算出期間は、平成 24 年 7 月から平成 25 年 3 月までの 9 か月間とする。

(注3)

前年度の未利用エネルギー活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値

【算定方式】

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)) をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (FIT法第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- ③ 高炉ガスその他の副生ガス

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量 (地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の数値を用いること) と、

当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注4)

環境マネジメントシステムの導入状況とは、自社において、ISO14001、エコアクション 21、エコステージ等の環境マネジメントシステムを導入しており、かつ、本来業務である発電事業に関する環境改善を「環境方針」等と言及していることをいう。

様式1 提出日現在の状況で記入し、書類受付時に審査登録証及び環境方針の写しの提出を求め、確認する。

(注5)

グリーン電力証書の購入状況とは、グリーンエネルギー認証センターによる第三者認証を受けた「グリーン電力証書」などの購入の有無をいう。ただし「グリーン電力証書」などは自社におけるエネルギー消費のために購入したもののみを有無の対象とし、他者に対して有償無償を問わず権利を譲渡したものは除く。

様式1 提出日現在の状況で記入し、書類受付時に証書等の写しの提出を求め、確認する。

(注6)

省エネルギーの働きかけの状況とは、顧客である電力需要者に対して省エネルギーの啓発活動や呼びかけなど働きかけを行っているかどうか（有償、無償を問わない）、地域や社会への環境的貢献を行っているかどうかをいう。

地域や社会への環境的貢献とは、一般市民に対してテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなど各種媒体を通じた環境保全、省エネルギー、地球温暖化対策などを呼びかける活動や、環境保全等を呼びかけるイベントの開催（主催、共催、後援問わず）をいう。

様式1 提出日現在の状況で記入し、書類受付時に啓発状況等が分かる資料（パンフレット、チラシ、通知文等）の提出を求め、確認する。

(注7)

環境報告書の発行状況とは、小売電気事業者の環境への取組を取りまとめた「環境報告書」を作成していることをいう。環境報告書では、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律に定める「環境報告書の記載事項等」に掲げる項目を満足することを要件とする。

様式1 提出日現在の状況で記入し、書類受付時に最新の環境報告書等の提出を求め、確認する。

【様式2】

環創エネ第 号
年 月 日

(小売電気事業者) 様

横浜市長

横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づく通知書

横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づき、御社の点数及びランクについて、次のとおり通知します。

合計点数	
ランク	

担当：横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課
横浜市中区港町1-1
電話：045(671)2681

【様式3】

環創エネ第 号
年 月 日

各局区経理担当課長

環境創造局環境保全部環境エネルギー課長

横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づく通知書

横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づき、小売電気事業者の点数及びランクについて、次のとおり通知します。

環境配慮条件により算定した点数及びランク

小売電気事業者	点数	ランク

担当：環境創造局環境保全部環境エネルギー課

電話：045（671）2681

【様式4】

年 月 日

環境創造局環境保全部環境エネルギー課長

(各局区経理担当課長)

電力入札の結果について（報告）

横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づき、電力入札の実施結果を次のとおり報告します。

件名	契約の相手方	契約日	入札日	担当課

(担当：〇〇局・区 〇〇課 〇〇 〇〇)

(電話：△△△-△△△△)